

## ～高校生等奨学給付金のお知らせ～ (返還の必要はありません。)

福岡県では、国の制度を活用して、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、生活保護(生業扶助)受給世帯又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。

支給の回数は、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回(修業年限が1年の場合は1回))が上限です。

### ■対象となる世帯

令和3年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

- (1)生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯である。 ※ この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。
- (2)保護者(親権者)が福岡県内に住所を有すること。  
※ 保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3)生徒が高等学校等に在学していること。  
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。
- (4)生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

### ■支給額

令和3年7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

世帯区分	生徒区分	給付額	
生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制・通信制に在籍する者	32,300円	
	専攻科に在籍する者	48,500円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等	110,100円
		・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	141,700円
	通信制、専攻科に在籍する者	48,500円	

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

### ■手続きについて

令和3年7月以降に、在籍する学校から申請の案内があるか、本県ホームページより申請書等をダウンロードしていただき、申請を行ってください。

なお、ご家庭の状況に変更があった場合(保護者等の状況の変更、税の更正による税額の変更など)は、遡って金額の追給や返納が生じる可能性がありますので、すぐに下記問合せ先までご連絡ください。